

2 県協号外
令和 2 年（2020 年）12 月 8 日

県内 N P O 法人代表者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

中野市及び山ノ内町における新型コロナウイルス感染症対策の強化に伴う
メッセージの周知について（依頼）

北信圏域においては、12 月 2 日に感染警戒レベルを 4 に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出したところですが、感染の拡大に歯止めがかからず、直近 1 週間（11 月 30 日～12 月 6 日）の新規陽性者数は 47 人となっています。

これは、県独自の 6 段階の感染警戒レベルにおいて、人口 10 万人以下の圏域をレベル 5 に引き上げる要件の一つに該当します。

しかしながら、全県の直近 1 週間（11 月 30 日～12 月 6 日）の新規陽性者数は 105 人と、これまでのピークであった 147 人（11 月 16 日～22 日）と比べると一定程度抑制されており、また、現時点で北信圏域における感染拡大が全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすような状況には至っていないため、感染警戒レベル 4 を維持しつつ、とりわけ陽性者の確認が集中している中野市及び山ノ内町について、12 月 7 日から 12 月 20 日までの 2 週間を「対策集中期間」として、さらなる対策の強化を図ること等を決定しました。

また、新型コロナウイルス感染症対策の強化に当たっての県民及び事業者に対するメッセージを別添のとおり決定しました。

つきましては、別添のメッセージについて、御承知いただくとともに、引き続き、貴組織における感染防止対策に万全を期してください。

また、関連する情報は、県ホームページに掲載していますので参考にしてください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/coronavirus.html>

担 当	県民文化部県民協働課協働・N P O 係 保科千丈（課長） 菅沼 淳（担当）
電 話	026-235-7189（直通）
F A X	026-235-7258
E メール	kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

中野市及び山ノ内町における新型コロナウイルス感染症対策を強化します

令和2年12月7日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

北信圏域においては、12月2日に感染警戒レベルをレベル4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、その後も接待を伴う飲食店や介護施設における集団的な感染が確認されるなど、感染の拡大に歯止めがかからず、直近1週間（11月30日～12月6日）の新規陽性者数は47人となっています。

これは、県独自の6段階の感染警戒レベルにおいて、人口10万人以下の圏域をレベル5に引き上げる要件の一つに該当します。

しかしながら、全県の直近1週間（11月30日～12月6日）の新規陽性者数は105人と、これまでのピークであった147人（11月16日～22日）と比べると一定程度抑制されています。また、受入可能病床の拡充や宿泊療養施設の整備、自宅療養の活用などにより、医療提供体制の拡充を進めているところであり、現時点では、北信圏域における感染拡大が全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすような状況には至っていません。

このため、北信圏域においては感染警戒レベル4を維持しつつ、とりわけ陽性者の確認が集中している**中野市及び山ノ内町について、本日から12月20日までの2週間を「対策集中期間」として、さらなる対策の強化を図ります。**

2 中野市及び山ノ内町における県の対策強化について

中野市及び山ノ内町におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。両市町にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力をお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 検査体制の強化と集中的な検査を行います② 両市町と連携して、徹底した感染防止のための呼びかけを行います③ 感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、遵守していない接待を伴う飲食店等（別表）の利用を控えるよう要請します④ 観光事業者や観光客の皆様に感染防止対策の徹底を呼びかけます |
|--|

① 検査体制の強化と集中的な検査を行います

北信圏域の検査体制をさらに強化するとともに、感染リスクが高いと思われる飲食店や介護施設の従業員に対し、無症状の場合も含めPCR等検査を受けるよう呼びかけ、集中的な検査を実施します。

② 両市町と連携して、徹底した感染防止のための呼びかけを行います

次の点について、両市町と連携して住民の皆様にも徹底的な呼びかけを行います。

- ・ 風邪症状等のある方（特に高齢者の方）は、外出を控え、速やかにかかりつけ医等に相談し、指示を受けること。
- ・ 無症状でも人に感染させる可能性があるため、人との距離を取り、会話の際には必ずマスクを着用すること。

特に、10日以内に風邪症状等があった場合は会食を控えるなど、人に感染させないための行動を徹底すること。

- ・ 感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底すること。また、部屋の換気・加湿を十分に行うこと。
- ・ 感染リスクを下げる工夫（別紙）を行っていない会食、感染リスクを回避できない場合における感染拡大地域[※]への訪問は控えること。

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県
(12月7日現在 6都道府県が該当：北海道、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、沖縄県)

なお、こうした感染防止のための取組を、両市町にお住まいの方や訪問される方に要請します。(特措法第24条第9項)

③ 感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、遵守していない接待を伴う飲食店等(別表)の利用を控えるよう要請します (特措法第24条第9項)

両市町の事業者の皆様にも、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

また、接待を伴う飲食店等を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう、両市町にお住まいの方や訪問される方に要請します。

④ 観光事業者や観光客の皆様にも感染防止対策の徹底を呼びかけます

観光・宿泊施設などの事業者や観光客の皆様にも感染防止対策の徹底を呼びかけ、安心・安全な観光地域づくりを推進します。

接待を伴う飲食店等

種類	施設	要請内容
接待を伴う 飲食店等※1	キャバレー	感染拡大予防ガイドラインを遵守して いない接待を伴う飲食店等の利用を控 えるよう要請
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック※2	
	バー※2	
	ダーツバー※2	
	パブ※2	
	性風俗店	
ライブハウス		

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第11号の遊興施設等にあたるもの

※2 接待を伴うものに限る

会食での感染リスクを下げる工夫

ガイドラインを遵守している店舗を利用するとともに、次の5つのポイントを徹底してください。

なお、家庭内、知人同士での会食においてもご注意ください。

- ① 体調が悪い（10日以内に体調が悪かった）場合は参加しない、させないこと。
- ② 開始前と会食後に必ず手指消毒を行うこと。（可能であれば会食中も。手指消毒の代わりに徹底した手洗いでも可。）
- ③ 人と直接・間接に接触しないこと。（大皿料理、とり箸、お酌、司会・カラオケマイクの共用を避けるなど）
- ④ 飛沫を人や人の飲食物に飛ばさないこと。（会話時のマスク着用など）
- ⑤ こまめに換気すること。

お酒が入ると気が緩みがちになるので十分注意してください。